

「インターネット金融」が「FinTech」に進化

～「事後的管理」から「RegTech」へ

中国投資銀行部
中国調査室

メインピックス..... 2

中国の「インターネット金融」が「FinTech」に進化～「事後的管理」から「RegTech」へ..... 2

- 金融市場のイノベーションとその複雑化により金融監督管理システムの改善が急務となった。理財商品やインターネットバンク市場といったオフバランスシート業務の展開だけでなく、多種多様なインターネット金融規模の拡大も金融市場の変貌を引き起こす要因の1つとされる。当局は一定規模以上のインターネット金融業者をMPAに取り入れる意向を示したことから、インターネット金融が金融市場における重要性の高まりが読み取れる。
- 今までの市場発展と政策動向からみれば、インターネット金融分野においては、中国当局の監督管理は「事後的管理」となっている。すなわち、政府は事業発展の前に規制を施すのではなく、新型産業が一定規模まで発展してから、或いは、問題が顕在化してから、具体的な問題を解決するための規制を出すことを通じて事後的対処を行う。しかし、2017年から、FinTechという概念の普及に伴い、従来の「事後的管理」の限界が明白になりつつある。
- 中国のインターネット金融の歩みを振り返ってみると、2015年7月に「インターネット金融健全的發展に関する指導意見」を起点とし、2016年3月24日に中国インターネット金融協会の成立、2017年5月金融科技(FinTech)委員会の成立は2つの大きな転換点と見られ、インターネット金融からFinTechへと進化し、監督管理当局の政策フレームワークは明確になりつつあることが分かる。

君合の中国法コラム..... 7

中国環境保護制度をめぐる新しい動きについて(一連の関連法令の公布・改正を中心に)..... 7

- 中国では2016年以降、工場等の建設プロジェクトにおける環境保護管理について『環境影響評価法』、『建設プロジェクト環境保護管理条例』(以下「管理条例」という)等の環境保護関連法令が次々と改正され、また環境保護部により『建設プロジェクト環境影響評価分類管理目録』をはじめとするいくつかの部門規定が公布されている。この一連の環境保護法令の公布・改正により建設プロジェクトにおける環境保護制度は従来のものから大きく変化した。本文では、従来の環境保護制度と比較しつつ、2016年以降に改正・公布された法令のポイントについて解説する。

BTMUの中国調査レポート(2017年11月)..... 10

メインピックス

中国の「インターネット金融」が「FinTech」に進化～「事後的管理」から「RegTech」へ

金融市場のイノベーションとその複雑化により金融監督管理システムの改善が急務となった。理財商品やインターネットバンク市場といったオフバランスシート業務の展開だけでなく、多種多様なインターネット金融規模の拡大も金融市場の変貌を引き起こす要因の1つとされる。当局は一定規模以上のインターネット金融業者をMPA¹に取り入れる意向を示したことから、インターネット金融が金融市場における重要性の高まりが読み取れる。

今までの市場発展と政策動向からみれば、インターネット金融分野においては、中国当局の監督管理は「事後的管理」となっている。すなわち、政府は事業発展の前に規制を施すのではなく、新型産業が一定規模まで発展してから、或いは、問題が顕在化してから、具体的な問題を解決するための規制を出すことを通じて事後的対処を行う。しかし、2017年から、FinTechという概念の普及に伴い、従来の「事後的管理」の限界が明白になりつつある。

本稿では、中国金融当局の監督管理体制の変遷に視点を置き、爆発的な成長を遂げてきた第三者決済、インターネット貸借の現状とその背後にある監督管理体制の進展状況を分析したうえで、規制が強化されつつある中、インターネット金融業界の発展方向を考察してみる。

I. 中国のインターネット金融業界の発展に明暗

【図表1】2015年の「指導意見」によるインターネット金融の枠組み

	分類	サブ分類	市場規模*	監督管理機構	備考
インターネット金融	1 インターネット決済	銀行による決済	719億回、2,243兆元	人民銀行	「網聯」の設立で業界の規範化が加速、業界成熟度が最も高い
		第三者決済	1,639億回、99兆元		
	2 インターネット貸借	P2P貸借	取引規模: 2兆元	銀监会	小額貸借、消費金融とP2P貸借の境界線がいまいで監督管理に難題、業者と監督管理機関の「攻防戦」が継続
		ネット小額貸借	—		
	3 インターネット信託およびインターネット消費者金融	—	消費金融の取引規模: 4,362億元		
	4 クラウドファンディング	—	融資規模: 220億元	証监会	現段階は小規模
5 インターネット理財商品販売	—	—	証监会	伝統的金融機関の業務提携が問題化	
6 インターネット保険	—	保険料規模: 2,341億元	保监会	独自の分野で着実に進行	

出所: 人民銀行「インターネット金融の健全な発展の促進に関する指導意見」より当行中国調査室作成

*注: 市場規模は2016年の統計である。データ源はそれぞれ中国支払決済協会(決済)、零壹財經(P2P)、艾瑞諮詢(消費金融)、零壹財經(クラウドファンディング)、中国保険業協会(保険)となる。

第三者決済の好況:「網聯」の設立、国際市場への進出

中国のインターネット金融業界の中で、第三者決済は業務モデルと監督管理体制が最も進んでいると言える。急速な発展を果たした背景には、電子商の急速な成長、モバイルフォンの普及などの実体経済の進歩がある。近年では、中国企業の海外進出、中国人の海外旅行という国際化の波に乗り、中国第三者決済の発展は国内にとどまらず、2016年より、支付宝、財富通といった大手が国際市場への進出を活発に行うようになっている。

¹ MPAはマクロブルーデンスシステムであり、四半期ごとにバランスシートの状態や貸出政策の実施状況などに基づいて金融機関を評価するシステムとなっている。

インターネット金融業界の視点から見れば、ある意味で、第三者決済はインターネット金融のインフラ的な存在である。他のインターネット金融業界とは違い、第三者決済においては貸借や投資などのような典型的な「融資活動」を伴わないが、インターネット技術を基礎とした決済効率の向上や決済コストの削減を実現し、小額・高頻度な決済、簡単な操作方法によって一般人による金融サービスへのアクセスの利便性を高め、インターネット金融業界全体に新たな可能性をもたらした。第三者決済サービスは一般人が多種類の金融サービスへのアクセスとなっているため、支付宝(Alipay)や微信支付(WeChat Pay)のような大型な第三者決済業者はこの優位性を利用し、総合的金融サービスへ業務範囲を広げた。

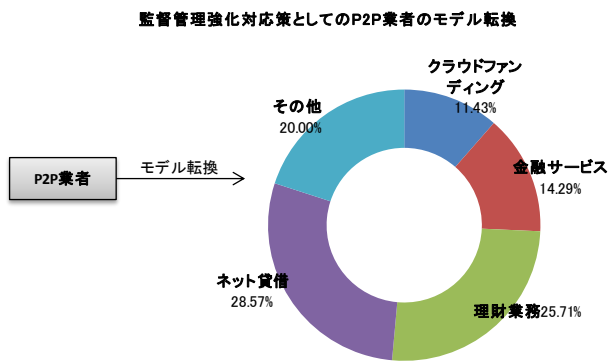
第三者決済規模の拡大に伴い、資金の行き来が監督管理外にあることによるリスクが問題視されるようになった。これを受け、人民銀行は「網聯」を設立し、微信支付や支付宝など第三者決済事業者と金融機関の間に仲介させ、第三者決済を監督管理下に置くことにした。

インターネット貸借の苦闘: 業態の多様化、リスク事件の発生

インターネット貸借はインターネットを通じて資金貸借業務に携わることを指す。そのうち、P2P 業界が最初に急速な成長を遂げた業界となっている。規制が完備されていない状況下では、新規企業が乱立し、資金規模が無視できないほど膨大となった。2015年12月の大規模な違法集金の「e租宝事件」の摘発をきっかけに、P2P 業者に対する取締りが開始されたのと同時に、インターネット金融業界全体の規範化が求められるようになった。

【図表2】監督管理機関とP2P業者の「攻防戦」

P2P業界に対する「1+3」制度の枠組み		
政策	公開時間	主要内容
「ネット貸借情報仲介機関業務活動管理暫行弁法」	2016-8-24	P2P業者の情報仲介属性を明確化、個人と機関の借入総額上限を設置など
「ネット貸借情報仲介備案登録管理ガイドライン」	2016-11-28	既存及び新設の業者が地方金融監督管理部門での備案登録を要求
「ネット貸借資金委託管理業務ガイドライン」	2017-2-22	商業銀行が委託管理先を明確化、規則違反の業者に6か月の改善期間を与える
「ネット貸借情報仲介機関業務活動情報公開ガイドライン」	2017-8-24	ネット貸借機構が企業情報、リスク情報、消費者クレーム情報といった情報の公開を要求



出所: 網貸之家より当行中国調査室作成(統計期間は2016年8月~2017年8月)

監督管理が強化される状況では、一部のP2P業者は現存の規制に縛られないために、規制が緩い分野へとモデル転換した(図表2)。結果として、ほかの分野においても次から次へとリスク事件を引き起こされたことになった。「e租宝事件」に続き、2016年の「学校貸問題」、2017年の「金交所問題」「現金貸問題」といったリスク事件が発生するたびに、当局は目標の絞った対策を打ち出し、リスクの拡大に歯止めをかけた。これらの事件は、P2P業者をはじめとするインターネット貸借業者における悪質な取り立て、小額貸付企業のレバレッジ制限、貸出金利、地域制限、信用評価といった問題を極端の形で露呈させた。

「学校貸」に対し、当局はリスク事件の発生を防止するような応急体制の構築を試みたが、問題解決に至らず、最終的には学生向けのインターネット貸付業務を厳禁することとなった。2016年末、アリババグループ傘下の「招财宝」プラットフォームで提示された11億元に達する私募債券はデフォルトし、「金交所」取締の引き金となった。「インターネット金融業+金融取引所(金交所)」業務提携の正当性が問われ、2017年7月、リスクを回避するために、この業務モデルを厳格に取り締まるよう求めた。

中間層以下の成長と消費の拡大によって消費金融サービスに対する需要が高まり、従来のショッピングローン(品物を分割で購入すること)のほかに、即日キャッシングローン業務(中国語では「現金貸」という)に携わるインターネット金融業者は多くなっている。インターネット金融協会の統計によれば、2017年11月までに、全国で許可を得てキャッシングローン業務を行うインターネット金融業者は223社に達した。その中、規制強化で従来の業務から「モデル転換」された元P2P業者も少なくない。11月21日、インターネット金融リスク特別対策弁公室がインターネット業者向け小額貸付業務許可の発行の一時停止に関する通知を公開し、インターネット「現金貸」の新設を停止させた。12月1日、インターネット金融リスク特別対策弁公室、P2Pネット貸

借リスク特別対策弁公室が「現金貸」業務の規範化に関する通知を発表したが、内容としては、既存のリスク問題を全て禁止し、典型的な「その場しのぎ」対策となった。

【図表3】「リスク対策」と「応急対策」が主流

	文書名	関連機関	発表時間	備考
リスク対策	「インターネット金融リスク特別対策実施方案」	国务院弁公庁	2016年4月	対策期限を2016年12月～2017年3月と規定
	「インターネット金融広告及び投資理財名義による金融活動リスク特別対策実施方案」	工商総局、中央宣伝部など17機関	2016年4月	
	「P2Pインターネット貸借リスク特別対策実施方案」	銀行業監督管理委員会、工業情報化部、公安部など15機関	2016年4月	P2P業者を合格対象、改正対象、取締対象に分ける
	「インターネット保険リスク特別対策実施方案」	保険監督管理委員会など14機関	2016年4月	
	「クラウドファンディングリスク特別対策実施方案」	証券監督管理委員会など15機関	2016年10月	クラウドファンディングの特徴を公開、少額、大衆と定義。
	「インターネット金融リスク特別対策の更なる推進に関する通知」	中央多部門連合公開	2017年7月	対策期限を2018年6月末まで延長
応急対策	《学校内悪徳インターネット貸借リスク防止と教育対策の強化に関する通知》	教育部、銀行業監督管理委員会	2016年4月	「校園貸」問題対策
	「学校内貸借に対する管理の更なる強化に関する通知」	教育部、銀行業監督管理委員会、人的資源社会保障部	2017年6月	「校園貸」問題対策
	「インターネットプラットフォームと各種の取引所と提携して違法業務の展開に対する取締に関する通知」	インターネット金融リスク特別対策弁公室	2017年7月	「金交所」問題対策
	「『現金貸』業務の整理・規範化に関する通知」	インターネット金融リスク特別対策弁公室、P2Pネット貸借リスク特別対策弁公室	2017年12月	「現金貸」問題対策

インターネット貸借業界では、参入業者の多様化、業務内容の複雑性が監督管理の難易度を大幅に上げている。政策の動向からみれば、インターネット金融業界のリスク防止に重点を置き、2016年から2017年末にかけて、様々なリスク対策、応急対策を打ち出したが、いずれも発生したリスクを禁止したり、制限を設けたりするような「いたごっこ」となっている。それに加え、政策の実施関連機関を見ればわかるように、監督管理機関の役割分担がきわめて複雑であることは政策実施の効率を低下させていると思われる。そのため、2017年7月に、中央政府は最初のリスク対策期間を2018年6月までと1年以上延長したが、今までのような応急対策だけでは、定時に課題を克服できるかどうかは疑問である。

II. 国際比較の視点から見た中国の「事後的管理」の限界

1990年代から欧米・日本でのインターネット銀行やインターネット決済、2005年～2007年に英国、米国におけるP2Pネット貸借といった早期段階のインターネット金融業態は主に先進国に集中しており、新興市場では小規模の模倣者が現れた。2008年以降、スマートフォンとモバイルインターネットの普及に伴い、金融分野におけるインターネット技術の応用も加速しつつある。特に、2013年以降、支付宝傘下のインターネットプラットフォームで購入できるMMF「余额宝」のリリース、微信支付の運営開始を背景に、一般人がインターネット金融への認知度が大きく向上し、参入業者も爆発的に増加し、中国のインターネット金融は本格的な急成長を迎えた。

先進国と比べれば、中国のインターネット金融業界全体の開始時期が比較的遅れているが、特有の膨大な市場、イノベーションが活発化しているビジネス環境の中で、インターネット金融業界は迅速に成長し、産業規模も技術水準も世界の先頭に立つようになった。世界におけるフィンテック分野の投資額は2010年の90億米ドルから2016年の250億米ドルまで成長した。近年では、アジア市場は活発化しており、2016年のフィンテック分野投資額の上位3位はそれぞれ中国、米国、インドとなった。米国国際貿易署(ITA)の統計によると、中国の第三者決済市場の規模は世界1位となっている。金融安定理事会(FSB)と国際決済銀行(BIS)の統計では、2015年に、中国のインターネット貸借の市場規模は997億米ドルに達し、世界全体の71%も占めた。

前述したように、市場環境、在来の金融システム、インターネット金融業界の発展経路が異なっている。世界各国におけるインターネット金融に対する政策モデルも多様化している。

先進国では、伝統的金融体制の成熟度が高く、伝統的金融機関による金融消費とサービスがすでに完備されていたため、インターネット金融企業の業務展開は伝統的金融機関がカバーしていないニッチ市場に限られている。インターネット金融業務は金融業務の延長線にあり、決済・金融商品販売・投融資といった金融業務としての本質的な属性は変わらないため、インターネット金融業務の属性によって既存の金融監督管理体制に取り入れることが一般的である。監督管理機関を決めたうえで、インターネット金融業界の特性に応じて立法、規則の改定を行い、既存の監督管理体制の改善を図る。米国を例にとると、P2P 業者を証券会社とみなして証券取引委員会 (SEC) の管轄下に置かれている。2015年10月、JOBS法 (Jumpstart Our Business Startups Act、新規産業活性化法) が通過し、クラウドファンディングの法的根拠となった。監督管理機関と法律の迅速な調整により、インターネット金融業務を基本的にカバーしている。また、2014年8月に、英国政府が FinTech のイノベーション促進を目的とした「規制の砂場 (Regulatory sandbox)」という監督管理体制を実施し始めた。「規制の砂場」とは、革新的な新事業を育成する際に、政府が事業者に対し、現行法を即時適用することなく、特定地域で安全な実験環境を提供することを指す。

一方、中国の金融市場は先進国ほど進んでいない上に、監督管理機関の業態別縦割り規制問題、法的基礎の不足といった従来の問題が残っている。中国でインターネット金融の急成長が実現できたのは、大きな人口と市場規模のほか、金融監督管理体制が行き届いていない部分が多かったこともその一因と考えられる。問題が起きるたびに、具体的な問題点に対しては徹底調査や取締を要求する政策が出されるが、金融監督管理体制における全面的・包括的な改革は行われていない。また、インターネット金融の健全な発展に関する指導意見では、各業界にそれぞれ監督管理機関の役割分担を明確化したが、中国人民銀行管轄下の第三者決済を除いて、他のインターネット金融業は既存の金融監督管理機関の管理システムに取り込まれず、「インターネット金融リスク特別対策弁公室」という臨時的な機関によって統制されている。総じて言えば、中国のインターネット金融への監督管理は事後的・応急的・断片的であり、短期的には効果はあるが、全面的・長期的・統合的な体制の形成にはまだ時間がかかるようである。

Ⅲ. 「インターネット金融」から「FinTech」へ、「事後的管理」から「RegTech」へ

中国では IT 技術と金融の融合を「インターネット金融」という概念で説明してきたが、2016 年から、海外の「FinTech」(金融 Finance と情報技術 Technology) という概念の影響力はますます大きくなっている。金融安定理事会 (FSB) は 2016 年 6 月のレポートで、FinTech を「情報技術による革新的な金融サービスであり、これらの新たなビジネスモデル・応用・プロセス・製品が金融サービスの提供に対して実質的な影響を与える」と定義した。ただし、業界モデルや参加者が多様化し、関連技術は未成熟な分野では形が定まっていない業務も少なくない状況下では、世界各国が FinTech に対する定義はいまだに一致していない。

【図表4】インターネット金融からFinTechへ

	インターネット金融		FinTech
特徴	「インターネット」を強調		「情報技術」を強調
業態	<ul style="list-style-type: none"> ●インターネット決済 ●インターネット貸借 ●インターネット信託およびインターネット消費金融 ●クラウドファンディング ●インターネット理財商品販売 ●インターネット保険 		<ul style="list-style-type: none"> ●決済: 第三者決済 ●貸借・投資: P2P、小額貸付、クラウドファンディング ●伝統的金融サービスの「オンライン化」: 商業銀行、証券業務、保険、資産管理業務のインターネット経由で実施、理財商品のインターネット経由で販売 ●仮想通貨 ●ロボアドバイザー ...
参入者	伝統的金融機関 (証券取引所、商業銀行、非銀行金融機関) IT系企業		伝統的金融機関 (証券取引所、商業銀行、非銀行金融機関) IT系企業 監督管理機関: 監督管理技術 (RegTech)

出所: 公開情報より当行中国調査室作成

中国の「インターネット金融」と比べて、FinTech は「インターネット」より「情報技術(クラウドコンピューティング、ビッグデータ、AI、ブロックチェーン)」に重点を置いている。2016年~2017年に、ブロックチェーン技術による仮想通貨、AI技術によるロボアドバイザー²の成長は注目を集め、FinTechの中身をさらに豊富なものにした。この新たな変化は、インターネット金融の監督管理体制に新たなチャレンジをもたらしている。

2017年9月に、ブロックチェーン技術・仮想通貨を背景としたICOで違法集金のリスクが伴う可能性が高いことから、当局から厳格な取締政策を打ち出したが、これも総合的対策ではなく、リスク防止のための行政的な応急対策となっている。これを受け、中国の仮想通貨市場規模が大幅に縮小した。ブロックチェーンやAIといった技術は日々進歩しており、金融市場、ひいては通貨体制に革新的な変貌をもたらすのであろう。応急対策だけでは、リスクを防止する反面、市場の発展に負の影響を与えかねない。監督管理機関の技術水準と実業界の技術水準とのギャップが大きな課題として浮かび上がった。

長期的に有効な監督管理体制の構築には、新業態を既存の金融監督管理体制に取り組みむことに加え、新技術を監督管理システムに活用することが必要となっている。このため、監督管理システムに新技術を取り入れるという「RegTech」の概念が提起され、監督管理機関はこの市場の参加者として活動するようになった。2017年5月、中国人民銀行は金融科技(FinTech)委員会を設立し、「RegTech」を利用して有効な監督管理体制を構築することを目標にしている。

中国のインターネット金融の歩みを振り返ってみると、2015年7月に「インターネット金融健全的發展に関する指導意見」を起点とし、2016年3月24日に中国インターネット金融協会の成立、2017年5月金融科技(FinTech)委員会の成立は2つの大きな転換点と見られ、インターネット金融からFinTechへと進化し、監督管理当局の政策フレームワークは明確になりつつあることが分かる。2017年11月24日、中国インターネット金融協会は個人信用評価企業と提携し、総合的信用評価プラットフォーム(「信聯」)を構築することを決めた。信用評価システムはインターネット金融システムに欠かせない土台であり、「信聯」の成立は中国の金融市場の健全化に大きな一歩になる。2017年の監督管理体制は再発防止に集中していたが、2018年に向けて、応急対策にとどまらず、「信聯」のような既存問題を徹底的に解決するための対策が期待される。

三菱東京UFJ銀行(中国) 中国投資銀行部中国調査室
于瑛琪

² ロボアドバイザーはFinTechの一つで、コンピュータが資産運用を助言するサービスを指す。

君合の中国法コラム

中国環境保護制度をめぐる新しい動きについて(一連の関連法令の公布・改正を中心に)

中国では2016年以降、工場等の建設プロジェクトにおける環境保護管理について『環境影響評価法』、『建設プロジェクト環境保護管理条例』(以下「管理条例」という)等の環境保護関連法令が次々と改正され、また環境保護部により『建設プロジェクト環境影響評価分類管理目録』をはじめとするいくつかの部門規定が公布されている。この一連の環境保護法令の公布・改正により建設プロジェクトにおける環境保護制度は従来のものから大きく変化した。本文では、従来の環境保護制度と比較しつつ、2016年以降に改正・公布された法令のポイントについて解説する。

I. 従来の環境保護制度

従来の建設プロジェクトにおける環境保護制度は、環境影響評価制度、「三同時」制度、及び汚染排出許可証制度という三つの制度から構成されていた。

- 1) 環境影響評価制度は、建設プロジェクト稼働後に環境に及ぼす可能性のある影響について事前に分析・予測・評価を行い、環境に与えるマイナスの影響を予防・軽減する対策を講じ、建設プロジェクトの稼働後の監視・測定方法を提出するものであり、環境保護に関する事前管理措置として工場建設の前に必ず行わなければならない手続きである。
- 2) 「三同時」制度とは、建設プロジェクトに必要な環境汚染防止設備は建設主体の工事と同時に設計、施工、使用されなければならないことを指す。
- 3) 汚染排出許可証制度は、環境汚染物質の定量管理と総量規制を行なう制度であり、各々の地域の環境容量に照らして排出申請者の排出する汚染物質がその排出基準及び排出総量指標を超えない場合に、環境保護部門が排出申請者に対して汚染物質の排出許可証を発行するという制度である。2017年より前には全国的に統一された汚染排出許可証管理制度はなく、各地によって管理の方法が異なっていただけでなく、異なる種類の汚染物質について一括管理が行われていない状況であった。2016年12月23日に環境保護部が「汚染排出許可証管理暫定規定」(環水体[2016]186号)を公布し、許可証の申請・審査・発行・管理などについて詳細に規定したことにより、全国的に統一された汚染許可証制度が構築され、企業が排出するすべての汚染物質の許容値を一つの汚染排出許可証にまとめて記載し、一括管理が行われるようになった。

II. 法令改正後の建設プロジェクト環境保護制度のポイント

1) 事前管理の簡素化

政府による環境保護管理制度の簡素化、及び行政管理の利便化。

項目	変更点
環境評価手続きの簡素化	水と土壌の保持に関わる建設プロジェクトの環境評価前置審査(水土保持審査)は取り消された。 環境影響報告書(又は環境影響報告表)の申請のタイミングが、プロジェクトのフィジビリティスタディの検証段階から建設プロジェクト着工前に変更され、これにより企業はより柔軟に環境評価の申請のタイミングをコントロールすることができる。
試運転についての審査・許可	2016年4月8日に公布された『環境保護部門が今後は建設プロジェクトの試運転に対する審査・許可を実施しないことに関する公告』に

	より、建設プロジェクトの試運転に対する審査・許可は取り消された。
建設プロジェクト環境保護管理の竣工検収	2017年10月1日に施行された管理条例により、建設プロジェクトの環境保護管理に対する当局の竣工検収手続きは取り消され、そのかわりに今後企業は自ら竣工検収を行うこととなった。
環境影響登記表の届出制への変更	従来は、環境にどの程度の影響を及ぼすかに応じて、企業は環境影響報告書、環境影響報告表、環境影響登記表のいずれかを作成する義務があり、且つ、いずれも環境保護部門からの許認可が必要であった。しかし現在は、環境影響報告書、環境影響報告表については依然として許認可を得る必要があるが、環境影響登記表については届出制に変更された。

2) 事後管理の強化

環境保護部門はこれまで、建設プロジェクトの管理において、建設プロジェクト開始前に行う環境影響評価制度を通じた環境影響評価に関する審査をその重点としており、プロジェクト竣工後の管理・監督についてはそれほど重視されていなかったと言っても過言ではない。これに対し2017年の管理条例の改正では、環境保護部門は建設プロジェクトの環境保護設備の設計・施工・検収、稼働・使用状況、又は環境影響評価書類において確定したその他の環境保護措置の実施状況などについて管理・監督を行うべきであると規定されており、また、環境保護部門は建設プロジェクトに関する環境法令違反行為を社会信用ファイルに記載し、速やかに違反企業のブラックリストを一般に公開しなければならないと規定されている。

3) 情報開示、公衆による監督の強化

環境保護部門は、管理条例や『建設プロジェクト環境保護の建設中及び建設後の監督管理弁法』等の法令に従い、オンラインシステムを通じて環境影響評価書類の審査・登録・情報公開を行わなければならない。また、企業も情報開示の義務を有し、環境影響評価の関連文書（例えば環境影響評価報告書）、審査に合格した後の環境保護措置、汚染物質排出状況などを公開しなければならない。

4) 処罰の強化

新しい制度において、以下の違法行為に対し処罰を加重している。

処罰事項	従来の処罰規定	現行の処罰規定
環境影響評価を行わずに勝手に建設を開始した場合	期限を定めて手続きの補完を命ずる。期限を過ぎても手続きを補完しない場合、環境保護部門は建設工事の停止命令を下すとともに、10万元以下の罰金を科す。	環境保護部門は建設工事の停止命令を下すとともに、建設プロジェクト投資総額の1%以上5%以下の罰金を科す。また原状回復を命じることができる。
環境汚染予防措置が実施されておらず、環境保護設備の建設を施工契約に入れていない場合	関連処罰なし	環境保護部門は企業に対して、期限を定めて是正を命じ、5万元以上20万元以下の罰金を科す。企業が期限を過ぎても是正しない場合には、20万元以上100万元以下の罰金を科す。
必要な環境保護設備が完成していない、若しくは建設プロジェクトの環境竣工検収を行われていない場合、又は検収結果が不合格であるにもかかわらず建設プロジェクトの稼働を開始した場合	罰金の最高額は10万元	処罰の最高額は200万元

Ⅲ. まとめ

上記の一連の環境保護関連法令の公布・改正に伴い、事前管理措置である環境影響評価の手続きはある程度緩和されたため、企業の早期操業開始にはメリットがあると言える。もともと、今後は当局による管理・監督の重点が、事前管理から事後管理へと移るため、企業は普段の環境管理体制に対して従来よりも厳しい管理を行う必要がある。ここ最近の実務においても、中国各地の環境保護部門が上記の法改正を受けて、企業の運営段階における汚染物質排出などの環境問題に対し処罰を科すケースが頻繁に発生しているため、企業は上記の法改正の内容に基づき、速やかに社内の環境管理体制について見直しを行うことをお勧めする。

(本レポートの内容は個人の見解に基づいており、BTMUCの見解を示すものではありません)

謝均 君合律師事務所パートナー

君合律師事務所は中国、海外に事務所を持つ中国最大級の事務所で、国際法律連盟（ILASA）より連続で中国のベスト弁護士事務所金賞に選ばれている。謝均弁護士は、一橋大学法学研究院にて法学修士を取得後、日本の法律事務所勤務を経て2015年5月から君合律師事務所に移籍。外商投資、再編撤退、労務管理、M&Aの分野に強い。



BTMU の中国調査レポート(2017年11月)

■ ニュースフォーカス(2017年第17号)

南沙・重点発展産業支援に向け「1+1+10」産業政策体系を発表

http://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/623_ext_02_0.pdf

香港支店業務開発室

■ BTMU CHINA WEEKLY 2017/11/29

<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0jam6szh3wvH3ee1bb61lid0jam6vbaz8l>

国際業務部

■ BTMU 中国月報 第142号(2017年11月)

<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0ja97v3k4pdH6c351acdIid0ja97wr0szv>

国際業務部

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断ください。宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室
北京朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214